

情報提供

那医発第 494 号
令和4年 12月 5日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 平良直人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 1 2 8 8 号 F
令和 4 年 1 1 月 2 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム担当)



オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る 財産処分の取扱いについて

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

オンライン資格確認を導入する際の補助金(医療提供体制設備整備交付金)で取得した財産の処分等につきましては、令和4年11月1日付で「財産処分取扱通知」(保連発第1101第1号)が一部改正されました。

内容について、社会保険診療報酬支払基金が提供した顔認証付きカードリーダー及び交付した補助金に係る財産の処分を行う場合には、支払基金の理事長に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行えることとなっております。

また、廃業等に関する補助対象等財産の取扱いに関して、オンライン資格確認等コールセンター(0800-080458)に問い合わせをした医療機関より、適切な回答を得られなかったとの相談もいただいております。日本医師会より厚生労働省に改善するよう強く申し入れを行っているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別紙様式の返送先】

〒105-0004 東京都港区新橋2-1-3
社会保険診療報酬支払基金 情報化支援部
医療情報化支援助成課 財産処分担当宛

【補足】

日本医師会 厚生労働省発出文書(保連発1101第1号)に関する補足

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム】

・令和4年度都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会

※オンライン資格確認導入資料や録画映像の動画ファイルをダウンロードいただけます。

https://www.med.or.jp/japanese/members/flv_movie/20220908onshi/

【医療機関向けポータルサイト】

・令和5年4月からオンライン資格確認導入が原則として義務付けられます。

※最新の動画や資料をまとめたページを用意いただきました。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html>

【オンライン資格確認導入のための見積取得のお願い】

オンライン資格確認を未導入の医療機関におかれましては、お使いのレセコンや電子カルテのシステム事業者に、オンライン資格確認導入のための見積作成をご依頼ください。

「地域に業者が見つからない」、「見積額が補助金上限額より高い」、「保守料が高い」、「導入に時間がかかる」、「適切なネットワーク回線が見つからない」など、導入に障害がある場合は、日本医師会の相談窓口へ情報をお寄せください。

【日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

- オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて (令和4年11月22日 日医発第1643号(保)(情シ))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp